

令和 4 年度 淀川河川事務所管内工事実施
指導状況

令和 5 年 3 月

1. 令和4年度 淀川河川事務所管内工事に対する指導状況

(1) 令和4年度淀川河川事務所管内工事実施案件総括

淀川河川事務所管内における工事実施案件については、淀川環境委員会において、その工事が実施される場所や期間等を考慮して、事業の環境への配慮の内容について指導助言が行われている。環境に対して影響対策が必要と考えられる工事については、全ての工事内容を確認した上で表-1 に示す評価基準で案件のスクリーニングが行われた上で指導助言が行われている。

表-1 工事案件のスクリーニング評価の基準

評価種類	内 容
AA	(部会対応) 生態環境面からみて重要な場所あるいは工事であり、部会あるいはワーキンググループ等を構成し対応する必要がある工事
A	(委員数名対応) 生態環境面からみて重要な場所あるいは工事であり、有識者の助言を受けながら進める必要がある工事
B	(現場視察後AorC判断) 生態環境面からは、重要かどうかは今すぐには分からないため、有識者と現地等の確認の上で、重要かどうかを判断する必要がある工事
C	生態環境面には大きな影響を与えないと考えられる工事
D	機械設備の更新工事など、淀川の自然環境に影響がないと判断できる工事

令和4年度において淀川環境委員会で扱われた案件は総数13件で、うちAA案件0件、A案件1件、B案件10件、C案件2件、D案件0件である。表-2に内訳を示す。

なお、3月23日現在、有識者による現地等の確認を経たB案件については、10件中4件がA案件となった。個別案件およびその後の評価結果を表-3～5に示す。

表-2 令和4年度スクリーニング会議 実施案件総括表

(案件数)

回数	月・日	評 価					合計	備 考
		AA	A	B	C	D		
1	R4.06.29	0	0	6	1*	0	7	
2	R4.12.19	0	0	4	1	0	5	
3	R5.02.27	0	1	0	0	0	1	
計		0	1	10	2	0	13	

*事前に回答いただいた案件(インフラメンテナンスに関係した案件)を除く。

1) 令和4年度 第1回淀川河川事務所工事計画スクリーニング案件結果
(R4.06.29)

表-3

No.	工事名	河川	担当課	評価	再評価	指導実績 (R5.3.23時点)
1	中部・西部及び堀江幹線 1067mm その他配水管撤去工事	淀川	大阪市水道局	B	A	済
2	海老江下水処理場旧排流渠撤去工事	淀川	大阪市建設局 下水道部下水道課	B	A	済
3	(仮称)鳥飼仁和寺大橋有料道路耐震補強工事	淀川	大阪府道路公社 鳥飼仁和寺チーム	B	C	済
4	(仮称)主要地方道茨木寝屋川線 淀川新橋 耐震補強工事	淀川	枚方土木事務所 維持保全課	C		—
5	摂津地区取付道路他工事	淀川	沿川整備課	B		
6	淀川河川公園上流域整備工事	淀川	河川公園課	B	C	済
7	淀川上流管内護岸他工事	木津川 山科川	管理課	B	A	済

評価の凡例

AA: (部会対応) 生態環境面からみて重要な場所あるいは工事であり、部会あるいはワーキンググループ等を構成し対応する必要がある事業

A: (委員数名対応) 生態環境面からみて重要な場所あるいは工事であり、有識者の助言を受けながら進める必要がある事業

B: (現場視察後AorC判断) 生態環境面からは、重要かどうかは今すぐには分からないため、有識者と現地等の確認の上で、重要かどうかを判断する必要がある事業

C: 生態環境面には大きな影響を与えないと考えられる事業

D: 機械設備の更新工事など、淀川の自然環境に影響がないと判断できる事業

2) 令和4年度 第2回淀川河川事務所工事計画スクリーニング案件結果
(R4.12.19)

表-4

No.	工事名	河川	担当課	評価	再評価	指導実績 (R5.3.23時点)
1	(株)カネカ取水口堆積土砂浚渫作業	淀川	(株)カネカ	C		
2	(仮称)京阪本線宇治川橋梁洗掘対策工事	宇治川	京阪電鉄(株)工務部技術課	B		
3	新西浜樋門新築及び旧施設撤去工事	木津川	京都府山城北土木事務所河川砂防課	B	A	済
4	京奈和自動車道大住高架橋他4橋耐震補強工事(仮称)	木津川	西日本高速道路(株)	B		
5	宇治川中流地区護岸整備他工事	宇治川	工務第一課	B		

3) 令和4年度 第3回淀川河川事務所工事計画スクリーニング案件結果
(R5.2.27)

表-5

No.	工事名	河川	担当課	評価	再評価	指導実績 (R5.3.23時点)
1	淀川枚方・高槻管内上流河道掘削工事 淀川枚方・高槻管内下流河道掘削工事	淀川	沿川整備課	A		

評価の凡例

AA:(部会対応)生態環境面からみて重要な場所あるいは工事であり、部会あるいはワーキンググループ等を構成し対応する必要がある事業
A:(委員数名対応)生態環境面からみて重要な場所あるいは工事であり、有識者の助言を受けながら進める必要がある事業
B:(現場視察後AorC判断)生態環境面からは、重要かどうかは今すぐには分からないため、有識者と現地等の確認の上で、重要かどうかを判断する必要がある事業
C:生態環境面には大きな影響を与えないと考えられる事業
D:機械設備の更新工事など、淀川の自然環境に影響がないと判断できる事業